

平成 23 年 3 月 14 日

各 位

会 社 名 TLホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 佐藤 浩二  
(JASDAQ・コード3777)  
問合せ先 取締役経営企画管理本部長  
中澤 秀俊  
電話 03-5843-2897

## 社外調査委員会の調査報告書の公表に関するお知らせ

当社は、平成22年12月22日付に「社外調査委員会の設置に関するお知らせ」を公表しましたように、社外調査委員会を設置し、当社の前代表取締役が当社の取締役会決議を経ないで当社子会社である上海春天国際旅行社有限公司を無断で譲渡した問題等について調査を行ってまいりました。本日、社外調査委員会による調査報告書を受領いたしましたので、社外調査委員会報告書全文を添付し、ご報告申し上げます。なお、添付した本調査報告書における個人および法人等の名称に関しましては、個人情報であるため、アルファベット等で記載しております。

### 記

#### 1. 社外調査委員会報告書（詳細は別紙をご参照ください）

##### (1) 調査項目

- ① TLホールディングス株式会社（以下「対象会社」という。）の子会社である上海春天国際旅行社有限公司について
- ② A社の日本常任代理人等を称するア氏が関係した投資案件について
- ③ 平成22年11月15日開催の取締役会について
- ④ 平成20年11月7日付の新日本投資事業有限責任組合の第三者割当増資について
- ⑤ 平成22年3月から対象会社の子会社が行ったLED事業について
- ⑥ 平成22年3月及び9月の第三者割当による新株式発行の割当先である株式会社百販ジャパン及び毎日通販投資有限公司について
- ⑦ 平成22年6月に株式交換を発表し、後に交換を中止した交換先の上海秋佳文化伝播有限公司について
- ⑧ 平成22年9月24日付の第三者割当増資に関する登記が平成22年12月6日まで遅延したことについて

##### (2) 対象会社の問題点

###### (総評)

平成18年12月期の連結ベース売上高920百万円、平成19年12月期の同売上高713百万円、平成20年12月期の同売上高624百万円と減少傾向にあり、さらに営業赤字も解消できない状態であったため、平成20年12月期当時の対象会社の経営陣に公開会社として事業を継続できるのか否かのあせりがあったものと考えられる。かかる状況の中、平成20年10月、中国市場での事業展開コンサルタントを称するア氏と知り合い、同人の提案に従い、中国関連ビジネスに進出した。

新規事業への進出、とりわけ中国関連ビジネスへの参入に当たっては、事前に相当綿密な事実調査と法的調査をすることが必要不可欠であるところ、対象会社は、ア氏が提案する各案件の実現性、真実性について、これら具体的な事実調査・確認を行うことなく、安易に信用し、提案を採用して実行してしまった。対象会社には、稟議制度や取締役会が存在し、その決定を牽制する内部監査、監査役の業務監査が組織上存在するが、運用面において、各機関が各案件につき、十分な検討と監督機能を果たしたとはいえない。端的に言えば、これが対象会社の問題点である。以下各調査事項毎に問題点を列挙する。

- ①対象会社の子会社である上海春天国際旅行社有限公司（以下「春天」という。）について

(イ) 平成 21 年 5 月及び 7 月に行われた春天の買収に係る事項

- ・株式譲渡価額の根拠となる第三者機関による株価算定書の添付がない。
- ・株式譲渡契約書のリーガルチェックが全くなされておらず、かつ契約書の内容に重大な不備がある。
- ・株式の代金支払い先が株式譲渡先でなく譲渡先指定の別法人であるが、その理由及び譲渡先との関係について調査することなく指示どおり代金を振り込んでいる。
- ・株式の代金の支払が完了しているにもかかわらず、その後長期間にわたり株式登記移転手続がなされていない。
- ・契約書上の譲受人 (CJ-LINX) ではない者 (CJ-LINX の連結子会社となった衆儀) に対して株式名義を移転しており、契約内容に沿った株式登記移転がなされていない。
- ・対象会社は業務委託手数料としてア氏に対し 8250 万円支払っているが、その根拠が不明確である。

(ロ) 平成 22 年 11 月 23 日に対象会社の取締役であるサ氏によってなされた春天株式の譲渡に係る事項

- ・平成 22 年 11 月 15 日開催の取締役会後に、代表取締役を解任された取締役が、対象会社の関係会社管理規定に反して子会社の代表者としてその保有する株式を譲渡することを防止できない管理体制である。
- ・株式代金 1 億 4500 万円、業務委託手数料 8250 万円 (その他抱き合わせ株式代金 3000 万円) 合計 2 億 5750 万円を無償で譲渡して対象会社の多大な損害を与えるような背任行為をする取締役を代表取締役に選任していた。また、春天の元株主に約定通りの支払いを行っていないとされる通協の代表であったシ氏を取締役に選任している。
- ・加えて、通協の会社登記を調査したところ、平成 22 年 5 月に通協の株式 100%が衆儀から対象会社の孫会社である CJ-LINX 上海への株式移転登記がなされていることが判明している (なお、対象会社は、このことを把握しておらず、CJ-LINX 上海もこのことを把握していないようであり、上記移転登記は偽造によってなされた疑いがある。)。対象会社の関知しないところでこのような移転登記がなされてしまうことを防止できない管理体制である。

② A 社の日本常任代理人等を称するア氏が関係した投資案件について

- ・平成 20 年 10 月 15 日に、A 社の日本常任代理人と称するア氏からの提案について、十分な調査を行わず、業務委託契約書等もなく、取締役会で決議し、安易に保証金 1 億円を A 社の日本常任代理人のア氏名義の銀行口座に振り込まれている。
- ・A 社事業のための保証金 1 億円のうち、1500 万円はインフラ使用のための権利手付金として支払っているが、インフラを使用した実績もなく、事業は頓挫している。
- ・A 社事業のための保証金の残額 8500 万円は、その後、A 社事業撤退に伴い、対象会社に残金を返済されるものであった。しかしながら、ア氏から平成 21 年 4 月 7 日に対象会社の銀行口座の 8500 万円の入金はあったものの、同日到北京銀信網創科技有限公司 (以下「北京銀信」という。) へのロイヤルティ一年間使用料をア氏が代表者である L 社へ 1 億 243 万円を支払っている。その決定についても取締役会で検討、決議されているものの、A 社事業撤退についての十分な分析、その次の事業である北京銀信についての十分な調査は行われず、ア氏の提案する事業に対して、安易に保証金の残額 8500 万円に加えて 1 億 243 万円を支払っている。
- ・ア氏が提案し、取締役会が安易に決議し、実行した A 社及び北京銀信の 2 事業の成果はゼロである。

③ 平成 22 年 11 月 15 日開催の取締役会について

- ・同日の取締役会それ自体に大きな問題は見当たらないが、対象会社の取締役会では、従前から取締役会中にサ氏が携帯電話でシ氏に電話をかけることにより、シ氏を定足数及び議決権数に算入していた。かかる運営自体に問題がある。
- ・中国国内にいるシ氏は、取締役会の場に実際に臨席することが困難であり、これまで実際に臨席したこともない。シ氏が取締役に選任された詳細な理由も不明である。恣意的な決議のための数合わせ要員にすぎなかったのではないかと疑念を禁じ得ない。

④ 平成 20 年 11 月 7 日付の新日本投資事業有限責任組合 (以下「新日本投資」という。) の第三者割当増資につい

て

- ・特に問題点は発見できなかった。

⑤平成22年3月から対象会社の子会社が行ったLED事業について

- ・特に問題点は発見できなかった。

⑥平成22年3月及び9月の第三者割当による新株式発行の割当先である株式会社百販ジャパン（以下「百販ジャパン」という。）及び毎日通販投資有限公司（以下「毎日通販投資」という。）に関する事項

- ・中国から登記簿謄本（株主記載）を入手し確認することなく、紹介者からの伝聞を信用して、百連集團の関連企業ではない百販ジャパン及び毎日通販投資を百連集團の関連企業として、情報を開示している。

⑦平成22年6月に株式交換を発表し、後に交換を中止した交換先の上海秋佳文化传播有限公司（以下「Qj社」という。）について

- ・Qj社、上海継連及びQj Japan 相互の資本関係について、Qj社が作成したとされる「株主総会決議」並びにQj Japanの元株主とされるラ氏とQj Japanとの「持分権譲渡契約書」により確認したのみであり、会社登記による確認を怠っている。

その結果、ア氏らに欺され、実際にはQj社と全く資本関係がなく、対象会社にとって全く価値のない会社（Qj Japan）との間で株式交換契約を締結してしまっている。

⑧平成22年9月24日付の第三者割当増資に関する登記が平成22年12月6日まで遅延したことについて

- ・登録免許税265,000円は必要経費であり、登記費用を払えないことが、登記遅延の説明の理由にはならない。法令順守に対する厳しさが足りない。

2. 連結子会社である上海春天国際旅行社有限公司の連結財務諸表上における取扱いについて

当社は、連結子会社である上海春天国際旅行社有限公司（以下「春天」という。）の連結財務諸表上における取扱いについて以下のように処理する予定であります。

当社の子会社であるCJ-LINX株式会社は、平成21年5月1日に通協基業投資管理顧問（北京）有限公司と株式譲渡契約を締結し、春天の株式持分を取得いたしました。もっとも、中国国内においては株式持分の異動があった場合には登記することが法律上求められますが、本調査報告書に指摘されているように、株式売買契約の当事者であるCJ-LINX株式会社が登記手続を遅延しておりました。しかし、①株式譲渡契約は有効に成立していること、②譲渡代金の支払も完了していること、③春天に対する当社グループの実質的な支配が及んでいたことから、平成21年12月期第2四半期から春天を当社グループの連結子会社として、連結の範囲に含めるとした連結財務諸表上における取扱いについては特段の問題はなかったものと判断しております。

その後、春天は、当社グループ内の株式持分の異動によりCJ-LINX株式会社の子会社であるCJ-LINX上海の子会社の上海衆儀義務サービス有限公司（以下「衆儀」という。）の子会社として登記されておりましたが、平成22年11月21日付で当社前代表取締役が衆儀の印鑑を無断で使用し、当社の取締役会決議を経ないまま春天の代表者等に春天株式を無断で譲渡した事実が判明しました。これにより、衆儀と春天の代表者等、の間において春天持分に係る株式譲渡契約が法律上有効に成立してしまう結果となり、また、春天は春天の株主である春天の代表者に支配されており、事実上、当社グループが春天を支配しているとは言えない事態にあります。当社といたしましては、違法な行為による譲渡ではあるものの、実質的な支配のおよぶ会社ではなくなってしまう以上、平成22年10月1日に春天株式が譲渡されたものとみなし、平成22年12月期第4四半期から春天を連結の範囲から除外することといたしました。

なお、当社は、これまでの春天に関する連結財務諸表上における取扱いについて、上記の通り特段の問題はなかったと判断しているため、平成21年12月期第2四半期から平成22年12月期第3四半期までの既に関東財務局に対して提出している有価証券報告書及び四半期報告書に関する訂正については現段階において必要ないものと考えております。

現在、当社の監査法人は本調査報告書を受けて、春天に関する連結財務諸表上における取扱いについては監

査中であります。

### 3. 法定開示書類等の訂正について

現在のところ、本調査報告書を受けて、以下の法定開示資料等について訂正を行う予定ではありますが、当社の監査法人の監査によっては、訂正すべき法定開示書類等が追加となることもあります。なお、訂正すべき法定開示資料等につきまして、訂正した開示資料等が作成でき次第、速やかに公表いたします。

#### ①臨時報告書

- ・平成22年6月18日提出の臨時報告書（簡易株式交換）

#### ②適時開示資料

- ・平成22年3月1日付「第三者割当により発行される新株式の募集並びに主要株主の異動に関するお知らせ」
- ・平成22年6月15日付「簡易株式交換によるQiuqia Media Japan株式会社の完全子会社化並びに主要株主の異動に関するお知らせ」
- ・平成22年9月8日付「第三者割当による新株式発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））並びに第12回新株予約権発行に関するお知らせ」

以 上

# 調 査 報 告 書

平成 23 年 3 月 14 日

TL ホールディングス株式会社  
社外調査委員会

## 第1 調査の概要

### 1 社外調査委員会設置の経緯及び目的

TL ホールディングス株式会社（以下「対象会社」という。）の前代表取締役であり、対象会社の現取締役であり、対象会社の子会社である上海衆儀労務サービス有限公司（以下「衆儀」という。）の前代表者であった HUANG LIAOZHAN（以下「HUANG」という。）は、平成 22 年 11 月 15 日に対象会社代表取締役を解任された後、平成 22 年 11 月 22 日に衆儀を訪問し、衆儀の会社印を持ち出した。そこで、対象会社が子会社である上海春天国際旅行社有限公司（以下「春天」という。）の登記を調査したところ、平成 22 年 11 月 23 日に HUANG が、衆儀の保有する春天株式持分 99%を春天総経理の李に 97%、張に 1%、陳に 1%を譲渡した旨の変更登記を行ったことが判明した。

また、HUANG は、株式会社大阪証券取引所に対し、対象会社が違法又は不当な手続、活動等を行っている旨の多数の電子メールを送信したため、大阪証券取引所から対象会社に対し、①平成 22 年 11 月 15 日の対象会社取締役会における HUANG の解任の有効性、②平成 20 年 11 月以降に対象会社が実行した第三者割当増資等の資金調達の内容、③対象会社の子会社である CJ-LINX 株式会社（以下「CJL」という。）が展開している中国における事業及び投資の内容等について調査依頼があった。

対象会社監査役会は、平成 22 年 12 月 13 日、監査役である飯富康生、津田建二、太原正裕に、外部の弁護士及び公認会計士等を加えた調査委員会を設置し、上記問題を調査することとしたが、平成 22 年 12 月 22 日に対象会社は、より高度の透明性、公平性、独立性を確保すべく、対象会社と利害関係のない弁護士、公認会計士等の 3 名で構成する社外調査委員会（以下、「当委員会」という。）を設置することとし、当委員会は、これら問題を調査するために同日より調査を開始した。

当委員会は、調査依頼のあった後記各調査事項に関する事実関係の認定と評価及び調査過程で発見される対象会社の内部管理体制の問題点の指摘と提言を行うことを目的とする。

### 2 当委員会の構成

当委員会の委員は、委員長鎌田謙二公認会計士、委員椎野秀之弁護士、同福田貴也弁護士の 3 名で構成され、いずれも、本調査前まで対象会社とは無関係の独立した第三者である。略歴は以下のとおりである。

#### ① 鎌田謙二公認会計士

昭和50年3月 専修大学商学部会計学科卒業、昭和60年3月 監査法人中央会計事務所（元中央青山監査法人）入所、昭和63年8月 公認会計士登録、平成3年10月 鎌田公認会計士・税理士事務所開設、現在に至る

#### ② 椎野秀之弁護士

平成2年3月 東北大学法学部卒業、平成7年4月 弁護士登録、平成7年8月 上野操法律事務所入所、平成14年5月 東京日本橋法律事務所（共同事務所）開設、現在に至る

#### ③ 福田貴也弁護士

平成9年3月 慶應義塾大学法学部法律学科卒業、平成13年10月 弁護士登録、平成13年10月 弁護士法人霞門法律事務所入所、現在に至る

### 3 調査方法等

#### (1) 調査期間

当委員会の調査期間は、平成22年12月22日から平成23年2月28日までの69日間である。

#### (2) 調査方法

調査方法は、①元代表取締役、現代表取締役、取締役、監査役、従業員、社外関係者など

関係者からの事情聴取、②契約書、帳簿、伝票、稟議書、取締役会議事録、会社登記簿謄本、関係メールその他関係書類の精査によった。

### (3) 調査項目

調査項目は以下のとおりである。

- ① 対象会社の子会社である上海春天国際旅行社有限公司について
- ② A社の日本常任代理人等を称するア氏が関係した投資案件について
- ③ 平成22年11月15日開催の取締役会について
- ④ 平成20年11月7日付の新日本投資事業有限責任組合の第三者割当増資について
- ⑤ 平成22年3月から対象会社の子会社が行ったLED事業について
- ⑥ 平成22年3月及び9月の第三者割当による新株式発行の割当先である株式会社百販ジャパン及び毎日通販投資有限公司について
- ⑦ 平成22年6月に株式交換を発表し、後に交換を中止した交換先の上海秋佳文化伝播有限公司について
- ⑧ 平成22年9月24日付の第三者割当増資に関する登記が平成22年12月6日まで遅延したことについて

## 第2 各調査内容並びに結果

### 1 対象会社の子会社である上海春天国際旅行社有限公司（以下「春天」という。）について

#### (1) 調査依頼事項

- ① 平成21年5月及び7月に行われた春天の買収に係る事実の経緯、契約内容、対象会社の社内手続、資金の流れ等
- ② 平成22年11月23日に対象会社の取締役であるサ氏によってなされた春天株式の譲渡に係る事実の経緯、契約内容、社内手続等
- ③ 春天及び上海衆儀労務サービス有限公司（以下「衆儀」という。）買収後の当該事業の成果等

#### (2) 調査の端緒

- ① 平成22年11月15日まで対象会社の代表取締役であった対象会社の取締役サ氏を差出人とする平成22年11月30日付の「春天の買収代金が春天の元株主に支払われていないため、元の株主及び現地経営陣より買収は中止したとの通告を受けた」との内容のメールが大阪証券取引所関係者宛に送信されたこと、
- ② 対象会社の子会社であり、当時春天株式の99%を保有していた衆儀の代表者でもあったサ氏が、平成22年11月23日、対象会社に無断で、衆儀の保有する春天株式全部を、春天の代表者であるウ氏らに無償で譲渡したこと、
- ③ 対象会社の取締役であるシ氏を差出人とする平成22年12月14日付の「実質決裁者タ氏と春天の代表者で合意した文書があるが、タ氏が契約を履行したことがなく、契約違反である」、「サ氏の株式譲渡は対象会社の契約違反により、原状回復したものである」との内容のメールが対象会社宛に送信されたこと、による。

#### (3) 調査方法

サ氏及びシ氏を差出人とするメール及びサ氏が送ってきた春天に関する契約書等の書類を調査し、対象会社の取締役会議事録、契約書、会計帳簿、関係会社の登記簿謄本等の調査を行った。

さらに、対象会社の当時の代表取締役チ氏、当時の取締役（現代表取締役）タ氏及びナ氏監査役から個別に事情を聴取し、上海において日本に出向く予定はないと称するサ氏に電子メールで問い合わせた。

#### (4) 結果

##### ① 平成 21 年 5 月及び 7 月に行われた春天の買収について

###### i) 事実の経緯

対象会社は、平成 21 年 1 月頃、対象会社と業務委託契約を締結していたア氏より、対象会社が中国で中国に進出する日本企業に対するサービス事業を開始するにあたり、中国の旅行会社を取得することが有益であるとして、中国上海で旅行事業等を営むとされる春天を紹介され、春天の株式と中国上海で人材派遣事業を営むとされる衆儀の株式を買い取る事となった。

なお、当初は、株式交換による買収が検討されたが、対価を支払う方法による買収に変更されている。

また、契約にあたっては、春天と買収交渉中である平成 21 年 4 月に春天及び衆儀の株式の 99%が、従前の株主からア氏と親交があるシ氏（後に対象会社の取締役となり、現在に至る。）が設立した通協基業投資管理顧問（北京）有限公司（以下「通協」という。）名義へと移転されたため、通協から株式を買い受ける事となった。

###### ii) 契約内容

契約内容は、対象会社の子会社である CJ-LINX 株式会社（以下「CJL」という。）が、春天及び衆儀の株主である通協に対し代金合計 1 億 7500 万円（内春天株式分が 1 億 4500 万円、内衆儀株式分が 3000 万円）を支払い、同社より春天株式を譲り受けるというものである。

上記譲渡契約は 2 回に分けて行われ、平成 21 年 5 月 1 日に資本金 51%相当分につき代金 8925 万円（内春天株式分が 7395 万円、内衆儀株式分が 1530 万円）で譲り受けるとの契約が、同年 6 月に資本金 49%相当分につき代金 8575 万円（内春天株式分が 7105 万円、内衆儀株式分が 1470 万円）で譲り受けるとの契約が、なされている。

しかしながら、平成 21 年 7 月には上記代金の支払いが完了しているにもかかわらず、その後も春天株式は平成 22 年 8 月まで、衆儀株式は同年 7 月まで、いずれも通協名義のままであり、平成 22 年 7 月になってようやく衆儀株式を通協名義から CJL の子会社である CJ-LINX 上海へと変更する登記手続がなされ、平成 22 年 8 月になって春天株式を通協名義から衆儀名義へと変更する登記手続がなされている。

###### iii) 社内手続

イ 本件株式買収の売買代金額（春天株式につき 1 億 4500 万円）は、外部の調査を経ることなく、決定された。

ロ CJL と通協との間の持分譲渡契約書においては、売買代金の支払時期が定められているが、株式の変更登記手続の時期の記載がなく、代金支払いと株式の変更登記手続が同時履行とされていない（実際に、前述のとおり、代金支払後も、春天株式衆儀株式とも、約 1 年間変更登記手続がなされなかった）。

株式の登録名義が第三者に移転されてしまえば、CJL は株式を取得することができなくなるおそれがあり、契約書には重大な不備がある。

なお、契約書の文案は、担当取締役タ氏が作成し、社内のチェックは受けておらず、弁護士等による外部チェックも受けていない。

ハ 株式を取得するにあたって、対象会社は、春天株式及び衆儀株式が通協名義となっていることは確認しているものの、通協と春天の元株主との間の株式譲渡契約の内容や買取代金等については確認していない。

ニ 譲渡代金支払い後、契約に従い、売主である通協に対し、直ちに春天の株式を CJL ないしその子会社である CJ-LINX 上海に変更登記手続を求め、変更登記手続をなすべきところ、約 1 年間にわたって変更登記手続がなされていない。

また、平成 22 年 8 月になってようやく春天株式の変更手続がなされているが、同株式



の譲受人であるCJLないしその子会社であるCJ-LINX 上海に対してではなく、同年7月にCJ-LINX 上海の子会社となった衆儀に対して変更登記がなされている。その理由として、ア氏より春天が直接CJ-LINX 上海の子会社になると中国の純国内企業として受けられる優遇が受けられないという説明がなされたようであるが、具体性がなく、説得力がある説明とは言いがたい。

iv) 資金の流れ

イ 代金の振込先

CJLと通協との間の持分譲渡契約書(2通)においては、CJLが譲渡の対価を通協の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとされている。

そして、平成21年5月に資本金51%相当分の代金8925万円(内春天株式分が7395万円、内衆儀株式分が1530万円)がCJLの旧商号であるエイミーストリートジャパン株式会社名義の預金口座から、同年7月に49%相当分の代金8575万円(内春天株式分が7105万円、内衆儀株式分が1470万円)が対象会社の旧商号であるターボリナックス株式会社名義の預金口座から、通協が指定したとされるG社名義の銀行口座宛てに振り込まれている。

ところで、上記代金は、いずれも、通協が指定したとされる「G社」名義の銀行口座への振込により入金されている。

ただし、通協が上記「G社」名義の口座を振込先として指定したとされる根拠は2009年4月付通知書のみであり、対象会社が直接通協に上記通知書による指定が間違いないかどうか、「G社」と通協との関係等について確認した事実はない。

さらに、上記通知書による振込先の指定は、春天株式の譲渡にかかる持分譲渡契約締結前であり、同契約書に振込先として「G社」名義の預金口座を記載することも可能であったと思われるが、同契約書には振込先の記載はない。

ただし、サ氏からメールにより送られてきたウ氏(春天代表者)名義の領収書には「G社から株式譲受のための金員を受け取った」との記載があることからすると、通協がG社名義の預金口座より春天株式の元株主に株式買取代金(の一部)を入金していることがうかがわれ、通協がG社名義の預金口座を自らの預金口座として使用していたことがうかがわれる。

ロ 他方、春天の株式が通協へと移転されたのは平成21年4月であり、サ氏を差出人とするメールに添付された2009年4月9日付株式譲渡契約書によれば、通協は春天の元株主から合計380万円(約5700万円)で買い受け、通協は春天の元株主に対し、譲渡代金として、①契約締結時に10万円、②登記変更手続終了時に20万円、③登記変更手続終了後、2009年4月、6月、9月、12月の各末日に各5万円合計20万円、④2010年5月1日までに330万円を、それぞれ支払うものとされており、株式の変更登記手続が先履行とされている。

また、同契約書によれば、通協が期限までに譲渡代金を支払わないときは、春天の元株主は契約を中止する権利があるとされる。

したがって、通協が元株主に上記期限までに譲渡代金を支払われず、春天株式が通協名義となっていた場合、春天株式が通協から元株主に返還されるおそれがあった。

なお、春天の元株主は、現在、通協から譲渡代金の内平成22年(2010年)5月1日に支払われるべき330万円が支払われていないと主張しているようであるが、春天が書面により330万円が支払われないとして株式を元の株主に返すよう請求したのは平成22年11月19日付通知書による請求が初めてであり、対象会社の役員(チ氏、タ氏)は平成22年5月1日以降も元株主(株式の75.5%を保有していたイ氏や株式の13.5%を保有していたウ氏)と打合せ等をしているにもかかわらず、その際に株式譲渡代金が支払われていないとの話は出なかった。

ハ ア氏(H社)への業務委託手数料の支払い

対象会社は、平成 20 年、ア氏（H社）との間で業務委託契約を締結し、中国企業との交渉・援助その他の活動をア氏（H社）に委託し、上記業務により対象会社と第三者の間に締結された契約により対象会社に 1 億 3250 万円の純利益を生じることを条件として、業務の対価として 8250 万円を支払うことを約し、同年 11 月 10 日にア氏に対し 8250 万円を支払っている。

ところが、実際には、対象会社に利益はもたらされなかったため、ア氏に支払われた 8250 万円は、預け金とされていた。

対象会社は、平成 21 年 3 月に、春天株式及び衆儀株式の買収が完了した場合は、ア氏（H社）が対象会社に 1 億 3250 万円の利益をもたらしたものとみなす旨合意した。

そのため、春天株式及び衆儀株式の代金支払後である平成 21 年 7 月 31 日、対象会社のア氏への預け金 8250 万円は、春天株式及び衆儀株式の取得費用に振り替えられた。

## ② 平成 22 年 11 月 23 日にサ氏によってなされた春天株式の譲渡について

### i) 事実の経緯

対象会社の代表取締役であったサ氏は、平成 23 年 11 月 15 日に開催された対象会社取締役会において対象会社の代表取締役を解任された。

その後、サ氏を差出人とする平成 22 年 11 月 22 日付の「サ氏が春天から通知書を受領した」との内容のメールが対象会社宛に送信された。同メールには、春天名義の「2010 年 5 月 1 日までに通協が春天の元株主に対し支払うべき 330 万円が支払われていない」、「通協は 2010 年 11 月 22 日までに春天の元株主に株を返して下さい」との内容の 2010 年 11 月 19 日付通知書が添付されていた。

その後、春天の登記を調査したところ、平成 22 年 11 月 21 日にサ氏が、CJL の子会社である衆儀の代表者として、春天の現在の代表者であるウ氏らに対し、衆儀の保有していた春天株式を無償で譲渡していたことが判明した。

### ii) 契約内容

上海市工商管理局に提出された株式譲渡契約書によれば、衆儀が、2010 年 11 月 21 日、保有している春天株式（99%）の内 97%をウ氏に、1%をエ氏に、1%をオ氏に、いずれも無償で譲渡するという内容である。

### iii) 社内手続

イ 衆儀は、対象会社の子会社 CJL のさらに子会社である CJ-LINX 上海の子会社である。

ところで、対象会社「関係会社管理規程」第 8 条によれば、関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社）が重要な資産の処分を行うときは、各本部長及び経営企画管理本部担当取締役は合議の上、関係書類の提出を求め、取締役会の承認を得なければならないものとされる。

よって、上記条項の趣旨からすれば、サ氏が対象会社の関係会社である春天の株式を譲渡するにあたっては、対象会社の取締役会の承認を得ることが必要であるといえる。

ところが、サ氏による春天株式の譲渡は対象会社の承認を得ないで行われており、内規違反であり、背任の疑いがある。

ロ サ氏による春天株式の譲渡は無償で行われており、同株式譲渡による対象会社の損害は極めて大きい。

ハ サ氏は、春天の元株主に対する通協の代金未払は対象会社側の契約違反であるとして、株式を原状回復したものだとして説明しているようである。

しかし、対象会社や CJL、CJ-LINX 上海が、春天の元株主との間で通協の代金不払等の債務不履行について責任を負うことを約したことを裏付ける資料はなく、対象会社ないし対象会社の子会社である衆儀が春天株式を元株主へ返却する根拠があるとは考えがたい。

また、春天株式の元株主はイ氏（75.5%）、ウ氏（13.5%）、及びカ氏（10.0%）であるところ、衆儀からの譲渡先はウ氏（97%）、エ氏（1%）及びオ氏（1%）であり、元株

主への「原状回復」とはなっていない。  
したがって、サ氏による説明には合理性がない。

③ 春天及び衆儀買収後の当該事業の成果等

対象会社が春天及び衆儀を買収したことにより、対象会社にとって、事業としての具体的成果があったとは認められない。

ただし、対象会社の売上高が減少する中、本件株式買収により連結子会社とされた春天の売上高は平成22年12月期第3四半期の対象会社の連結売上高全体の約6割を占めており、対象会社の連結業績を高くみせるというメリットはあった。

なお、サ氏による春天株式の譲渡により、上記メリットもなくなったものである。

2 A社の日本常任代理人等を称するア氏が関係した投資案件について

(1) 調査依頼事項

- ① ア氏と対象会社との関係
- ② 平成20年10月のA社との業務提携に係る事実の経緯、社内手続き、契約内容、資金の流れ、当該事業の成果等
- ③ 平成20年1月23日発表の北京銀信網創科技有限公司(以下「北京銀信」という)との業務提携に係る事実の経緯、社内手続き、契約内容、資金の流れ、当該事業の成果等

(2) 調査の端緒

- ① 平成22年11月18日以降に対象会社取締役であるサ氏、シ氏及びア氏等の複数の対象会社取引先並びに不明の宛先から大阪証券取引所の対象会社の担当者のメールアドレス宛に複数のメールが送られた。大阪証券取引所の対象会社の担当者の個別メールアドレスは対象会社の役員の一部及びIR担当者以外は知りえない情報であり、その個別のメールアドレスがア氏等の複数の対象会社の取引先並びに不明の宛先に流出している。
- ② 平成22年12月7日にア氏から大阪証券取引所の対象会社の担当者宛に電話があった。
- ③ 平成22年12月8日、大阪証券取引所から大阪証券取引所の対象会社の担当者のメールアドレスが流出している要因に関する質問があった。対象会社の監査役から大阪証券取引所の個別のメールアドレスについて対象会社の役員の一部及びIR担当者以外は知り得ない情報であり、平成22年11月18日以前に当該メールアドレスを知っていたものは対象会社の前代表取締役であるサ氏、対象会社の代表取締役であるタ氏及び対象会社IR担当者の3名であると回答し、タ氏及びIR担当者は当該メールアドレスを外部に流出させた事実はない旨を回答した。しかし、サ氏に関しては平成22年11月16日以降、対象会社に出社しておらず、当該メールアドレスを外部に流出させた事実の有無を確認できていない。
- ④ また、平成22年12月8日、大阪証券取引所からア氏に関する質問があった。対象会社の監査役からア氏はサ氏の実弟であり、対象会社の中国事業に関するコンサルティング契約を締結している旨を回答した。
- ⑤ 大阪証券取引所からア氏がコンサルティングを行った対象会社の中国事業について調査依頼があったことによる。ただし、春天等の個別調査項目でア氏が関わっているものは除くことになり、A社及び北京銀信に関する業務提携を調査した。

(3) 調査の方法

対象会社の取締役会議事録、契約書、会計帳簿、証憑等の参照等の調査を行った。さらに、対象会社のチ氏元代表取締役、タ氏代表取締役、テ氏取締役、ナ氏監査役から個

別に事情を聴取した。

#### (4) 結果

##### ① ア氏と対象会社との関係

ア氏は、平成20年7月の日中経済セミナーで当時対象会社の財務担当取締役であるタ氏と初めて出会った。その後、当時の対象会社代表取締役であるチ氏と面談し、対象会社の社内手続を経て、中国事業にかかる投資コンサルティング契約等を締結した。

ア氏の肩書き及び関連した契約等

平成20年10月15日に支払った差入保証金の銀行口座名

J社 日本常任代理人 ア氏

平成20年10月29日付のK社 と対象会社とL社との間で締結した独占的サービス再委託契約

L社 代表取締役 ア氏

平成20年11月10日付の対象会社とH社との間で締結した業務委託契約

H社 ア氏（肩書きは不明）

平成20年12月2日付の対象会社とx x社とL社との間で締結したIT付加価値サービスに係る戦略提携・市場開拓合意

L社 代表取締役 ア氏

平成21年1月16日付の北京銀信網創科技有限公司とL社と対象会社との間の戦略的提携合意

L社 代表取締役 ア氏

平成21年1月23日付のL社と対象会社との間で締結したL社と北京銀信網創科技有限公司の間の契約上の地位の定期承継に係る覚書

L社 代表取締役 ア氏

平成21年5月22日付の北京銀信網創科技有限公司とL社とCJ-LINX株式会社との間の業務提携契約

L社 代表取締役 ア氏

平成21年1月23日付のL社とCJ-LINX株式会社との間で締結したL社と北京銀信網創科技有限公司の間の契約上の地位の定期承継に係る覚書

L社 代表取締役 ア氏

平成21年10月1日付のCJ-LINX Finance株式会社とL社との間の業務委託契約

L社 代表取締役 ア氏

なお、対象会社の取締役等によれば、サ氏及びア氏は、兄弟（サ氏が兄、ア氏が弟）である旨の発言を繰り返していたとのことである。

##### ② 平成20年10月のA社との業務提携について

###### i) 事実の経緯

イ 平成20年当時、対象会社は既存事業の停滞に直面しており、リナックス事業のOS展開から継続的収益を予想できるサービス事業への展開を模索していた。同時に新規事業展開への資金調達も最大の課題であった。

ロ 平成20年7月、当時対象会社の財務担当取締役のタ氏は日中経済セミナーに対象会社の従業員とともに参加し、そのセミナーでア氏と初めて出会った。

ハ ア氏は対象会社の中国への関心を聞き、M社への商材売り込みを打診し、平成20年8月に当時業務推進部長のテ氏より製品の説明を受けた。ア氏は、リナックスサーバーのM社への売り込みを提案し、M社への橋渡しを当時の対象会社代表取締役であるチ氏に提案した。その後、ア氏から当該提案が変更され、M社がPグループを傘下にいれることか

ら、Pグループの事業のうち、M社の傘下に入らない事業を合弁会社の形態で展開する投資案が提案された。同時に新日本投資事業有限責任組合（以下「新日本投資」という。）からの資金調達案を仕組みの一部として提案された。

ニ 対象会社の代表取締役であるチ氏及び財務担当取締役であるタ氏は、新日本投資からの資金調達が既存事業の運転資金の原資となり、かつ、中国での新規事業が事業拡大に貢献するとの見解から、提案事業である IDC・IP 電話事業の中国市場での調査をQ社という調査会社に依頼した。

ホ 平成 20 年 9 月 12 日開催の取締役会において、代表取締役であるチ氏がア氏の提案事業案及び資金調達案を説明し、提携に向けて動きたい旨の提案を行った。しかしながら、チ氏及びタ氏以外の取締役及び監査役からはア氏の提案及び合弁の相手先等が明確でないことから、慎重に確認を重ねて進める旨の意見があった。

ヘ 平成 20 年 9 月 23 日、チ氏及びタ氏が中国においてM社副総裁であるキ氏、キ氏の実弟であるク氏、N社のケ氏、A社のコ氏と合弁事業について会議し、A社、K社、対象会社の3社による合弁についての基本合意についての覚書に署名した。

ト 平成 20 年 9 月 25 日開催の取締役会で代表取締役であるチ氏より共同事業契約のスキームを説明があった。当該スキームは、新日本投資が 20 億円を投資し、その調達資金からM社及びR社が将来 51%を出資し、両社の子会社となるA社との合弁事業に参画するという内容であった。

チ 平成 20 年 10 月 15 日開催の取締役会でA社との契約にむけてその保証金としてA社の日本常任代理人であるア氏に 1 億円を預託することを決議した。

リ 平成 20 年 10 月 23 日開催の取締役会でA社との契約内容をチ氏が説明した。

ヌ 平成 20 年 10 月 27 日開催の取締役会でK社、A社との独占的サービス契約書の締結について決議し、当該契約は平成 20 年 10 月 29 日に締結された。

#### ii) 社内手続

平成 20 年 9 月 12 日以降、平成 20 年 10 月 29 日までの契約締結に係る取締役会決議等の社内手続は法的及び社内規定に副って適法かつ適切に実行され、有効である。

#### iii) 契約内容

A社の日本事業部における業務を独占的にK社に委託し、K社はこの業務を独占的に対象会社へ再委託する。A社はインフラ・電信業務経営許可権を提供し、対象会社はA社が設立した日本事業部の運営を請け負う。事業範囲は IDC 事業・IP 電話事業である。

#### iv) 資金の流れ

イ 平成 20 年 10 月 15 日、預託金としてA社の日本代理人ア氏の口座である三菱東京 UFJ 銀行登戸支店の銀行口座へ 1 億円が振り込まれたことが振込依頼書で確認された。

ロ 平成 20 年 11 月 7 日新日本投資に対する第三者割当増資により 2 億 9000 万円が対象会社の銀行口座へ入金されたことを銀行通帳の残高で確認した。

ハ 預託金の 1 億円のうち、1500 万円はA社のインフラ使用のための権利手付金としてK社ハ氏に支払い、残りの 8500 万円は平成 20 年 12 月 9 日付けの横浜銀行登戸支店口座残高証明書で確認した。

ニ 残りの 8500 万円の預託金は平成 21 年 4 月 7 日に対象会社に返還された。対象会社の銀行口座入金履歴により確認した。

#### v) 当該事業の成果

イ 平成 20 年 10 月 29 日 PR 情報としてA社との事業提携の締結を発表。IDC 事業・IP 電話事業をM社のインフラを利用して在中日系企業向けにサービス提供する内容である。契約書との内容との相違はみられなかったことを契約書で確認した。

ロ PR 発表後、チ氏が単独で事業を担当し、中国での人員確保、日本での営業を実施した。

ハ 具体的な事業の進行は、2名の中国人スタッフを確保したのみで、施設等の準備はデータセンターのスペース確認程度で実質的な進捗は見られなかった。

- ニ 営業業務のサポートとして S社のホームページを平成21年3月に開設し、現在も存在することを目視で確認した。
- ホ 営業部隊としては、CJ-LINX 上海の前代表ヒ氏が担当したが十分なものではなかった。物理的にもスペースの確保はあったものの、事業運営に必要な人員を含む事業体制が整備されることはなかった。
- ヘ 平成21年1月の取締役会で事業の進捗に関する質問がチ氏にあり、チ氏は中国側の対応が物理的に遅れている旨説明した。
- ト 平成21年3月の取締役会でM社関係の他の案件との絡みで、多額の資金が中国側から要望されていることから、当時取締役等から預託金の返却はあきらめてもよいので、身の丈にあった事業をすべくM社との事業を停止したほうがよいとの意見があり、役員全員一致でなければ前に進めないとチ氏が判断し、当該事業は中止された。  
当該事業は途中で中止となり、事業成果はなかった。

③ 北京銀信網創科技有限公司（以下「北京銀信」という）との業務提携に関わる

i) 事実の経緯

- イ 平成20年12月8日の取締役会でA社)との新たな事業契約の方向性、A社とのNGNにおけるIP電話網構築に関する事業用としてT社経由の22億5000万円の資金調達案が説明された。
- ロ その後、NGNプロジェクトは立ち消えになり、平成21年1月15日開催の取締役会で武漢プロジェクトが新たに説明された。電話財布事業のプラットフォームを北京銀信が武漢で確立しており、M社電話財布チャージ事業をM社及び中国国営銀行との関係で他省へ展開する事業であった。当該事業はM社副総裁のキ氏の紹介である。
- ハ ア氏が社長であるL社が北京銀信と事業提携契約を結び、当該契約書上の地位継承を行う形で、対象会社と契約を締結する内容であった。資金調達は北京銀信との契約締結が条件とされた。
- ニ 平成21年1月23日開催の取締役会で北京銀信との業務提携契約締結が決議され、同日に北京銀信との業務提携契約を締結した。
- ホ 平成21年1月23日の取締役会でT社を対象とした第三者割当による新株予約権発行の決議がされた。決議は有効であった。

ii) 社内手続

平成20年12月8日以降、平成21年1月23日までの契約締結に係る取締役会決議等の社内手続は法的及び社内規定に副って適法かつ適切に実行され、有効である。

iii) 契約内容

M社のIP・NGN網を利用した固定・携帯電話決済サービスにおける合弁事業である。また、北京銀信は電話財布事業のプラットフォームを提供し、対象会社は中国内の他省展開に必要な資金を提供する。

iv) 資金の流れ

- イ 北京銀信へのロイヤルティ使用料（年間）としてL社へ平成21年2月24日1363万円、同年4月7日8880万円、合計1億243万円（700万円）を支払った。銀行通帳、仕訳伝票、振込サービス表で確認した。ただし、1億243万円のうち8500万円は平成21年4月7日にA社日本代理人のア氏が返還した預託金を充当した。
- ロ 平成21年4月2日、T社を対象とした新株予約権発行価額50,832,000円（行使による調達額942,480,000円）発行された。

v) 当該事業の成果

- イ 平成21年1月23日、北京銀信との業務提携に関する開示がされた。
- ロ 平成21年3月25日、新たな事業（CJ-LINX）の開始に関する開示がされた。北京銀信との業務提携の主たる事業の1つである、武漢「漢正街」をネットモールとして活用し、

日中間における包括的サービスを提供する内容であった。

ハ 電話決済サービスの中国の他省への展開は資金提供すべき対象会社が当初計画された新株予約権による調達額が減少したためと、中国の会社買収（衆儀・春天）を優先したため、資金の提供が不可能になり事業は早々に中止せざるを得なくなった

ニ 漢正街とのリンク作業について、日本側は平成 21 年 6 月には終了したが、北京銀信側の遅れで日本でのリンクサイト渋谷網のスタートは平成 21 年 9 月にずれ込まざるを得なかった。インフラの遅れとともに CJL の人員体制がサイト運営のみに偏重され、出店企業数が全くなかった。

ホ 漢正街自体は大規模な商店街であるが、ネットモールとしては極めて魅力がないことが後日判明し、事業展開を上海に向けることで北京銀信との提携事業は平成 21 年 8 月に中止された。

当該事業は途中で中止となり、事業成果はなかった。

### 3 平成22年11月15日開催の取締役会について

#### (1) 調査依頼事項

- ① 平成 22 年 11 月 15 日開催の取締役会をめぐる事実の経緯、議事の内容、社内手続き等
- ② 上記取締役会に関連がある 11 月 11 日及び 12 日開催の取締役会に係る事実の経緯、議事の内容、社内手続き等

#### (2) 調査の端緒

平成 22 年 11 月 15 日開催の取締役会において、サ氏を代表取締役から解職する旨の議案が可決されたことにつき、平成 22 年 11 月 18 日、サ氏が株式会社大阪証券取引所宛に、解職を無効と主張する内容の電子メールを送信したことによる。

#### (3) 調査方法

タ氏代表取締役、ツ氏取締役、テ氏取締役、ナ氏監査役と個別に面談し、上海において日本に向く予定はないというサ氏前代表取締役に電子メールで問い合わせたほか、取締役会議事録の参照等の調査を行った。

#### (4) 結果

##### ①平成 22 年 11 月 15 日における対象会社の取締役会について

###### i) 事実の経緯

イ 平成22年11月15日開催の取締役会は、前日、当時の代表取締役であるサ氏が電子メールで招集した。

対象会社取締役会規定は、取締役会の招集は、代表取締役が電子メールその他の手段により行う旨定めている。

ロ 取締役会は、対象会社会議室で午前 9 時から開催され、会議室に臨席したのはサ氏、タ氏取締役、ツ氏取締役、テ氏取締役、ナ氏監査役の 5 名であった。

ハ シ氏社外取締役は会議室にいなかった。

同日以前の取締役会においても、シ氏は取締役会の場に出向いたことはない。出席しないまま議事進行するか、電話会議システムを用いたり、取締役会中にサ氏がその場から電話することで、出席扱いにしていた。その際は、サ氏が通訳を行っており、第三者を通訳として出席させたことはない。

同日は、電話会議システムは用意されていなかった。

ニ 議事開始前、ア氏が会議室に着席しており、サ氏及びア氏は、シ氏の通訳のためと称してア氏の出席の許可を求めた。

タ氏は、ア氏が対象会社とコンサルタント契約を結んでおり、会社と特別な利害関係を有する人物であることから、通訳として適当でないとして出席に反対し、他の出席者も出席に反対し、退席を求めた。

しかし、ア氏がその場から動こうとしなかったため、タ氏が従業員を呼び、警察に連絡するよう命じたところ、ア氏は会議室から退場した。

ホ 退場後、議長のサ氏は開会を宣言して議事に入り、第1号議案（平成22年12月期の第3四半期報告書提出の件）が諮られ、異議なく承認された。

ヘ 第1号議案が承認された直後、ツ氏が発言を求め、平成22年3月、対象会社が株式会社百販ジャパンに対して行った第三者割当増資及び同調達資金により毎日通販投資有限公司に対し借入金を返済した件、平成22年10月、対象会社がU社から借入をした件は、サ氏及びア氏が不正に私利を図ったものだとして両名を告発する旨の書面を読み上げはじめた。

サ氏はおもむろに携帯電話を取り出し、取締役らの注意にもかかわらず、中国語で会話を続けた。

ト やがてサ氏は、会議をキャンセルする等と発言し、立ち上がった。他の出席者は、まだ会議は終わっていない、会議を続けよう等と発言して会議の続行を促した。タ氏はサ氏の前に立ち、会議の継続を求めた。

チ そのとき、従業員が警察官の到着を報告しに来たので、タ氏、ツ氏は、会議室を出てすぐの玄関口で警察官の応対をした。テ氏、ナ氏は、会議室内に残って様子を眺めていた。

リ サ氏は、上記応対中、自分の執務室に戻って荷物をまとめ、警察官の目前で会社内から退去する旨述べ、タ氏、ツ氏らの会議続行の求めにも応じず、会社から退去した。

ヌ 警察官退去後、タ氏、ツ氏も会議室に戻り、午前10時ころ、出席者全員一致で取締役会の継続を確認した。取締役会規定に基づき、タ氏を議長として議事を継続した。

ル 以降の議事は、第2号議案としてサ氏を代表取締役から解職する旨が可決され、第3号議案としてタ氏が新代表取締役に就任する旨が可決されたほか、第6号議案として、後述する平成22年11月11日及び12日に開催された取締役会で承認された議案の一部が再審議により否決された。

## ii) 取締役会の有効性等について

イ サ氏は、当調査委員会宛のメールにおいて、①ア氏を退出させたことは不当である旨、

②サ氏退出後の取締役会における審議は無効である旨を主張している。

ロ ①について、対象会社取締役会規定には、通訳人の同席について定めていないが、取締役に通訳人を用いる必要があれば、通訳人の同席が許されるのは当然である。

しかし、前述の通り、11月15日より前の取締役会においても、シ氏の意見を求める際には、サ氏が通訳を行い、第三者に通訳を依頼したことがないことや、11月15日の取締役会には、電話会議システムは用意されておらず、サ氏による通訳でまかないきれない事情が認められないこと、ア氏退席後にサ氏は議事を進行させており、特に異議を述べていないことに照らすと、通訳人としてア氏を同席させる必要はなかったというべきである。

また、ア氏が、対象会社とコンサルタント契約を結んでコンサルタント報酬を得る立場にあり、会社運営に強い利害関係を持つばかりではなく、後述する通り、11月15日に先立ち、融資の紹介と引き替えに、タ氏やツ氏の取締役辞任を迫るなどして会社支配を計画していた事実と照らし合わせれば、同人を通訳人とするのは相当でない。

したがって、サ氏以外の取締役らがア氏の退出を求めたことは不当なものではない。

ハ ②について、対象会社取締役会規定において、取締役会の招集は社長が行うこととされ（第4条）、取締役会の議長は社長が務めることとされているが（第5条）、他の出席者全員の反対にもかかわらず、代表取締役が一方的に議事を打ち切り、取締役会を閉会する権限まで有しないことは、合議体として当然である。

他の取締役が会議続行を求める中、サ氏が会議の終了を口にしたとしても、これによっ



て取締役会が閉会するものではなく、本件取締役会は、警察官の到着により一時中断したに過ぎず、引き続き会議は継続していたというべきである。このことは、警察官が到着したことで議事進行が止まった後も、会社を退出したサ氏を除く他の出席者が全員、会議室に再度集まった事実からも明らかである。

そして、再開後の出席者は、取締役3名と監査役1名で、取締役会の定足数を満たしている。サ氏は、出席者の会議継続の求めを知りつつ振り切って退出し、自ら審議に参加する機会を放棄したものであるから、同人の不出席は、取締役会の有効性に影響を与えない。

なお、シ氏は、当初の審議から参加していないから、同じく取締役会の有効性に影響を与えない。

②上記取締役会に関連がある11月11日及び12日開催の取締役会に係る事実の経緯、議事の内容、社内手続き等

i) 平成22年11月11日開催の取締役会

イ 同日の取締役会は、11月11日の午前中、サ氏が電子メールで招集したもので、同日午後6時00分から午後6時30分まで（以下「前半」という。）、午後6時40分から午後7時30分まで（以下「後半」という。）の2度に分けて、対象会社の会議室において開催された。

ロ 前半に出席したのはサ氏、テ氏、監査役のナ氏であった。ツ氏は、別の予定で外出していたため、欠席した。

シ氏は、議事録上電話で参加したことになっているが、実際には電話会議システムを用いていない。

タ氏は、決議が予定されていたU社から金2000万円の融資を受ける件に関して、以下の事情があったため、欠席した。すなわち、前日の11月10日、タ氏はア氏から面談を求められ、ア氏の口利きにより、11月12日付でU社から対象会社に融資を受けさせるが、タ氏及びツ氏両名が同社取締役を辞任することが条件である旨を申し向けられた。タ氏は、11月11日午前中、辞任要求を撥ねつけたが、同取締役会に出席すればサ氏から辞任を迫られることは必至と考えたことから、欠席したのである。

ハ 議案は、第1号としてU社の融資案件、第2号として役員報酬の支払停止案の2点で、いずれも承認された。

ニ 後半の出席状況も同様であるが、後半途中に、サ氏が携帯電話でシ氏に電話をかけ、シ氏に議決権を行使させた。

ホ 議案は、コンサルタントであるV社の口利きで中国での鋼材取引に参入する計画のもと、コンサルタント料1620万円を前払いする旨の決議であった。

テ氏は、U社から融資を受けた2000万円からコンサルタント料を前払いするもので、リスクが高いこと、鋼材取引事業の詳細が不明で信憑性が低いと感じたことから、反対の意見を述べて議決権の行使を保留し、監査役であるナ氏も、借入金を直ぐに詳細不明の事業のコンサルタント料に支払う理由がないこと等の理由から、反対の意見を表明した。

議案は、サ氏及びシ氏が賛成しているとして、承認とされた。

ii) 平成22年11月12日の取締役会

イ 同日の取締役会は、11月12日の午前中、サ氏が電子メールで招集したもので、午後6時から対象会社の会議室で行われた。

ロ 出席したのは、サ氏、テ氏の2名である。タ氏及びツ氏は、前述の経緯があったことから、欠席し、監査役ナ氏は、所要のため欠席した。

取締役会中に、サ氏が携帯電話でシ氏に電話をかけ、シ氏に議決権を行使させた。

ニ 議案は、第1号として対象会社が株式を保有する中国国内会社である上海春天国際旅行社有限公司（以下「春天」という。）に1億円を段階的に貸し付ける件、第2号として、グループ会社であるCJ-LINX株式会社（以下「CJL」という。）の代表取締役をツ氏からチ

氏に交代する件、第3号として、グループ会社であるCJ-LINX Finance株式会社（以下「CJLF」という。）の代表取締役をタ氏からチ氏に交代する件が諮られた。

テ氏は、第1号議案については、抽象的な方針の決議で、特に具体的な貸付を実施する内容の決議ではなかったこと及び同社の事業は比較的堅調であること、第2号、第3号議案については、いずれの会社も売上が少なく、ツ氏及びタ氏両名が2日続けて取締役会に出席していないことから、反対せず、全議案とも異議なく承認された。

### iii) 指摘事項

ところで、11月12日開催の会議において、サ氏は、会議室からシ氏に電話をかけ、議決権を行使させて出席扱いとしている。また、前述の通り、以前から、対象会社では、取締役会中にサ氏がその場から電話することで、シ氏に議決権を行使させ、出席扱いにしていた経緯がある。

しかし、取締役会の議事については、出席者の発言や意見表明が双方向に直ちに伝わり、一堂に会するのと同等の議論が可能なテレビ会議システムや電話会議システムによる決議は、一般に有効と解されている（後者につき法務省平成14年12月18日民商3044号民事局商事課長回答）ものの、このような議論ができない、持ち回りによる決議は無効で（会社法370条による場合を除く。最判昭和44年11月27日民集23巻11号2301頁。）、単なる電話による議決権行使は許されないとする見解が有力であることに照らすと、このような議決権行使を認め、出席扱いとすることには、重大な疑義がある。11月11日、12日の取締役会では、そもそも定足数を欠き、両日の決議は無効である疑いが強い（ただし、11月15日の取締役会において、11日に審議されたV社にコンサルタント料1620万円を前払いする件、12日に審議された春天に1億円を段階的に貸し付ける件、CJLの代表取締役を交代する件、CJLFの代表取締役を交代する件が再審議され、否決されているので、その余の決議は、同日追認されたとみることができる。）。

したがって、今後の取締役会においては、単なる電話による出席や議決権行使は認めないものと改め、実際に取締役会の場に臨席するか、テレビ会議システムや電話会議システム等の即時に出席者の発言や反応が伝わるシステムによった場合のみ出席と認めることとすべきである。

## 4 平成20年11月7日付の新日本投資事業有限責任組合（以下「新日本投資」という。）の第三者割当増資について

### (1) 調査依頼事項

- ①新日本投資の第三者割当による新株式発行に係る事実の経緯、社内手続き、契約内容、資金の流れ等
- ②平成20年11月7日前後の対象会社グループの資金の流れ等

### (2) 調査の端緒

W社代表取締役フ氏が、平成22年11月22日に、対象会社及び大阪証券取引所の対象会社の担当者に『平成20年11月7日払込期日の対象会社の第三者割当増資は架空増資で対象会社が甚大な損失を被ったため告訴する』とのメールを送信したことによる。

告訴の内容は以下のとおりである。

- ① 平成20年11月7日午後12時半ごろフ氏は、東京都港区芝5-28-1にある三井住友銀行三田通支店の窓口で、当時財務担当取締役タ氏を含む4名と一緒に第三者割当増資資金2億9000万円を現金で対象会社の口座に振り込んだ。
- ② その時対象会社の取締役であるタ氏は取締役会の承認も得ず独断で対象会社から現金8000万円を持ち出し出資金の一部にした。
- ③ 対象会社の増資に対象会社の資金を充当したということは、架空増資でありこの増資

によって一部の人がただで対象会社の株式を手にし、市場で株を大量に安売りしたため株価が下落し、W社は甚大な損失を被った。

### (3) 調査方法

チ氏元代表取締役、タ氏代表取締役、ナ氏監査役及びX社へ氏と個別に面談し、対象会社の取締役会議事録、契約書、会計帳簿、証憑等の参照等の調査を行った。メールの差出人と称するW社代表取締役フ氏には事情を聴取できなかった。

### (4) 結果

#### ①第三者割当増資の手続き

平成20年10月16日午前9時からの臨時取締役会において『第1号議案 募集株式発行に関する募集事項決定の件と第2号議案 募集株式割当の件』が承認されており、この決議は有効である。その後ただちに平成20年10月16日付に開示されている。また、平成20年11月7日の払込期日に割当者である新日本投資が一部失権したため、同日にその旨開示した。

失権後の増資金額は、2億8998万1750円（資本組入額1億4499万875円）で発行新株式数は普通株式11005株である。入金は、三菱東京UFJ銀行麻布支店普通口座4656039で確認し、帳簿等とも突合した。また、平成23年1月12日付けの履歴事項全部証明書を閲覧したが正しく登記されている。

#### ②架空増資か否かの検討

##### i) W社代表取締役フ氏について

W社は、平成22年1月6日にY社に商号変更し、同日付で本店移転の登記を行っている。代表者の変更は行われていない。

平成23年1月13日、本人確認のため、代表取締役のフ氏の代表者住所と同じ本店住所を訪問したが、会社及びフ氏を確認できなかった。

##### ii) W社と新日本投資について

平成23年1月12日午前11時、新日本投資の業務執行組合員X社代表取締役へ氏と面談し、組合の通帳（コピー）を通査した結果、判明した事項は次のとおりである。

W社からの振り込み以外は、すべて個人の出資者からの振り込みであり、それら個人の出資者は対象会社及び対象会社関係者とは関係がないという事実である。W社代表取締役フ氏が主張するように、対象会社のタ氏が現金を持ち込み一緒に振り込んだとするならば、フ氏が代表をしているW社の名義で振り込んだとしか考えることができない。その事実は当日に、当然として知りえるところであるから、今になってわかったとか、第三者として損害を被ったとの主張とは矛盾することになる。

#### ③結論

上記②で述べたように、W社代表取締役フ氏の主張には矛盾が存在するため、フ氏に直接確認を取るべく現住所を訪問したものの、存在を確認できなかった。

架空増資か否かについて検討した結果、存在が不確定な人物からの事実と異なる告訴の内容であるとの見解から、架空増資であるとの事実はないとの結論に至った。

## 5 平成22年3月から対象会社の子会社が行ったLED事業に関する事項

### (1) 調査依頼事項

LED事業に係る事実の経緯、社内手続き、契約内容、資金の流れ等

### (2) 調査の端緒

前代表取締役サ氏が、平成22年11月17日、取締役タ氏、取締役ツ氏がLEDの仕入に

際し、仕入先であるZ社からリポートを受け取っていた旨のメールを対象会社及び大阪証券取引所宛に送信したことによる。

### (3) 調査方法

タ氏取締役、対象会社の子会社で、LEDの仕入を行ったターボソリューションズ株式会社（以下「T-s o l」という。）の代表取締役を兼務するツ氏取締役、LEDを販売したZ社の実質的な代表者ホ氏から事情を聴取し、サ氏から提供を受けた、タ氏がリポートを受領した証拠と称する写真、各契約書等を参照して調査を行った。

### (4) 結果

#### ①事実の経緯

- i) 平成22年2月ころ、ア氏が、i社の製造するLED電球の販売、リース事業をタ氏及びツ氏に提案し、Z社のホ氏と引き合わされた。当初は、i i社も加え、Z社を通じて、i社の電球を仕入れ、販売、リースを行う事業を計画していたが、i i社が同事業に参加しない旨表明し、同計画はいったん頓挫した。
- ii) しかし、既にZ社はi社に対し、10000個のLED電球を発注していたこと、Z社は、i i iグループに属するi v社とかねて取引があり、対象会社及びT-s o lにとって、i v社と取引関係を築くのは魅力であること、i v社が旅館・ホテル営業に強いと聞いていたこと等から、ツ氏は、Z社に対し、既発注分のLED電球を買い取った上、コンサルタント料を支払う代わりに、i v社に対する口利きをしてほしい旨依頼し、i v社の営業活動のもと、買い取った電球を含め、継続的に全国の旅館、ホテルにLED電球を販売又はリースする事業計画を立てた。
- iii) 平成22年3月29日の対象会社及びT-s o l取締役会において、同計画が上程され、7280個のLED電球を金16,744千円で購入することが決議された。
- iv) T-s o lは、平成22年3月1日付でZ社と業務委託契約を締結し、平成22年3月30日付でi v社と顧客紹介委託契約を締結した。
- v) 前記決議に基づき買い取った電球は、思うようにリース及び販売が伸びなかったため、平成22年12月、一斉に在庫処分をした。

#### ②リポート授受の有無について

- i) タ氏、ツ氏及びZ社の実質的な代表であるホ氏は、いずれもリポートの授受を否定した。また、サ氏から提供を受けた証拠と称する写真も、「タ氏ケイタイ 04/06 11:45 受け取りました」とのみ表示された携帯電話の受信メール画面を撮影したものに過ぎず、当該携帯電話の所有者も不明で、リポート授受との関連性は明らかではない。このほか、特にリポート授受が疑われる事情もない。
- ii) したがって、リポートの授受が行われた事実は認定できない。

## 6 平成22年3月及び9月の第三者割当による新株式発行の割当先である百販ジャパン株式会社（以下「百販ジャパン」という。）及び毎日通販投資有限公司（以下「毎日通販投資」という。）について

### (1) 調査依頼事項

百販ジャパン及び毎日通販投資と百連集団グループとの資本関係の事実把握

### (2) 調査の端緒

北京（市）百販投資管理有限公司の代表者であるマ氏が、平成22年12月3日付で、対象会社及び大阪証券取引所の対象会社の担当者に『v社の連結子会社である「百販ジャパン」と「毎日通販投資」が対象会社の第三者割当による新株式発行を受ける際、対象会社

の開示情報が事実と異なるので発表の訂正の依頼をする』とのメールを送信したことによる。

会社の開示情報が事実と異なるとは、対象会社の開示情報では「百販ジャパン」と「毎日通販投資」が百連集團の関連企業とされているが、資本関係がないので関連企業ではないとのことである。

### (3) 調査方法

対象会社の取締役会議事録、契約書、開示書類等の参照等の調査を行った。さらに、対象会社のタ氏代表取締役、ナ氏監査役、対象会社の従業員及び外部関係者から個別に事情を聴取した。

### (4) 結果

#### ①対象会社の開示情報の内容

##### i) 平成 22 年 3 月 1 日開示情報の内容 (7 ページ)

百販ジャパンは、平成 21 年 10 月 26 日付「上海毎日通販商業有限公司 (以下「上海毎日」という。)との業務提携に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、対象会社グループと中国における EC 事業において包括的業務提携を行っており、かつ中国最大手の流通集団である百連集團グループであり、百連集團グループが運営する約 1650 万人の会員を持つ EC サイト「百連 E 城」において、日本商品を独占的に販売する日本商品館を運営する上海毎日通販商業有限公司の関連会社であり・・・

##### ii) 平成 22 年 9 月 8 日開示情報の内容 (9 ページ)

毎日通販投資は、中国最大手の流通集団である上海百連集團グループ (以下「百連集團グループ」といいます) に属し、百連集團グループが運営する約 1650 万人の会員を持つ EC サイト「百連 E 城」において当社と業務提携しております上海毎日の関連会社であり・・・

等いずれにおいても、当該会社は、百連集團グループであることを明記している。

iii) 対象会社の見解は、マ氏が訂正依頼している「百販ジャパン」と「毎日通販投資」が百連集團の関連企業及び百連集團グループではなく、百連集團グループに属する上海毎日の関連会社であるとの見解である。

#### ②各会社の資本関係の検討

どちらの見解であれ「百販ジャパン」と「毎日通販投資」の親会社である北京百販投資管理有限公司 (以下「北京百販」という。) と上海毎日との間の資本関係について検討しなければならない。資本関係が存在すれば対象会社の主張が正しく、資本関係がなければマ氏の主張が正しい。

平成 22 年 3 月及び 9 月における対象会社の第三者割当による新株式発行の割当先を決定し、開示する前に対象会社は第三者の信用調査機関である i x 社にバックグランドチェックを調査依頼し、調査報告書を手入している。調査報告によると北京百販と上海毎日の間に資本関係があるとされており、調査報告書の調査情報の系列という項目に百連集團有限公司グループとして明記されている。但し、上海毎日が所有する北京百販の株式の比率が不明で、報告書においては単に株主として記載されているだけである。再度、上海毎日と北京百販との資本的関係の確認が必要となった。そこで報告書に記載された根拠を確認するため、平成 23 年 1 月 31 日午前 9 時、i x 社の代表取締役ミ氏と面談した。ミ氏によれば業務依頼事項は、取引先及びその関係会社のバックグランドチェックであり (バックグランドチェックとは、依頼された会社及び依頼された関係会社が反社会的勢力であるか否かのチェックである)、報告書に記載されているその他情報、特に資本関係については対象会社取締役タ氏及び「百販ジャパン」の前代表取締役ム氏からの説明に依拠しているとの回答を得た。そこで、最終的に対象会社が TMI 法律事務所に北京百販の工商登記調

査書の入手を依頼した。入手した工商登記調査書によれば株主及び法定代表者の変更履歴は次のとおりである。

i) 日付 平成 21 年 10 月 28 日

株主 シ氏 (対象会社の現取締役) (9.8 万元)、メ氏 (10.2 万元)

法定代表者 シ氏

ii) 日付 平成 22 年 3 月 25 日

株主 シ氏 (49 万元)、メ氏 (51 万元)

法定代表者 ヤ氏

iii) 日付 平成 22 年 5 月 25 日

株主 通協基業投資管理顧問 (北京) 有限公司 (10 万元)

モ氏 (90 万元)

法定代表者 モ氏

iv) 日付 平成 22 年 8 月 19 日

株主 通協基業投資管理顧問 (北京) 有限公司 (10 万元)

モ氏 (90 万元)

法定代表者 マ氏

これにより上海毎日と北京百販との間に資本的関係はないという事実が判明した。

### ③結論

上海毎日と北京百販の間には資本関係がない以上、マ氏が主張する『「百販ジャパン」と「毎日通販投資」が百連集團の関連企業とされているが、資本関係がないので関連企業ではない』は正しく、対象会社が主張する『「百販ジャパン」と「毎日通販投資」は、百連集團グループに属する上海毎日の関連会社である』は誤りである。

④「百販ジャパン」及び「毎日通販投資」が上海毎日の関連会社であると対象会社が認識するに至った経緯

i) 「百販ジャパン」について

平成 21 年 12 月上旬頃、対象会社はア氏より、上海毎日の関係会社として、北京百販が北京に、百販投資有限公司 (以下「百販投資」という。) が香港に設立された旨を聞いた。

平成 21 年 12 月中旬頃、対象会社の取締役タ氏は x i 社のム氏、ア氏の 3 名で、ボストンにある x i i 社という Web パフォーマンスの測定やコンサルティングを行う会社へ訪問した。ア氏及びム氏が業務・資本提携の協議を x i i 社と行った。その内容は、x i i 社と「百販ジャパン」とで日本に合弁会社を設立し、x i i 社の事業と、百連電子有限公司 (以下「百連電子」という。) の百連 E 城における広告事業等を一緒に推進して行こうというものである。先方の出席者は、VP3 名で、取締役タ氏は、x i 社と x i i 社間の協議時の通訳として、さらには将来、当該合弁会社と CJ-LINX との協業もさせたいと考えていたので、どのような協業を行うのかを知りたいと思い同行した。その協議の際、業務・資本提携の説明を行うプレゼンの中で、ム氏より百連集團—上海毎日—北京百販—百販投資—「百販ジャパン」という資本関係の説明があったのである。

その後、対象会社は「百販ジャパン」が x i 社と同住所においてム氏が設立発起人となって平成 21 年 12 月 17 日付で設立された旨を聞き、暫くしてから百販投資へ「百販ジャパン」を 100%譲渡した旨を聞いた。

以上のことから、対象会社は『「百販ジャパン」が上海毎日の関連会社である』と認識するに至ったようである。

ii) 「毎日通販投資」について

平成 22 年 1 月中旬頃、対象会社はア氏より百販投資の子会社として「毎日通販投資」が 12 月下旬にム氏を代表として設立されたことを聞いた。

平成 22 年 2 月下旬頃、「毎日通販投資」代表ム氏より、対象会社元代表取締役チ氏宛へ、「毎日通販投資」及び百連グループとの提携事業により対象会社の価値を高めることが可能

なので、対象会社へ投資をしたい旨の意向表明があった。

時期は不明だが、x i 社のム氏より、x i 社の会社概要を入手したのだが、その中に、上海毎日、x i 社、「毎日通販投資」があたかも関連会社であるかの記載があった。

以上のことから、対象会社は『「毎日通販投資」が上海毎日の関連会社である』と認識するに至ったようである。

iii) 平成 22 年 3 月中旬頃、ア氏のアレンジで、対象会社の子会社である CJ-LINX 上海と百連電子との間で顧問契約を締結した。ア氏及び CJ-LINX 上海社であるス氏の 2 名で、百連電子へ行き、押印署名をした。この際、対象会社の子会社が百連電子と顧問契約を締結できるのは、上海毎日通販が百連集團のグループであり、上海毎日の関連会社（「毎日通販投資」のこと）が対象会社へ出資をしているからだという説明をア氏が対象会社へしていたのである。

これらの説明、プレゼンテーション、契約締結を通じて『「百販ジャパン」及び「毎日通販投資」は上海毎日の関連会社である』と認識するに至ったようである。

## 7 平成 22 年 6 月に株式交換を発表し、後に交換を中止した交換先の上海秋佳文化伝播有限公司（以下「Qj 社」という。）について

### (1) 調査依頼事項

平成 22 年 6 月に株式交換を発表し、株式交換を中止した株式交換先であるないし Qj 社  
ないし Qiuqia Media Japan 株式会社（以下「Qj Japan」という。）に関し、株式交換の実  
行及び中止に係る事実の経緯、社内手続、契約内容、資金の流れ等

### (2) 調査の端緒

①対象会社の取締役であるシ氏を差出人とする平成 22 年 11 月 17 日付及び同年同月 18 日  
付の「Qj 社との株式交換において、タ氏取締役の犯罪の噂を耳にした」、「タ氏が Qj 社と  
の株式交換交渉において特別背任の疑いがある行為を行った」との内容のメールが対象会  
社宛に送信され、

②Qj 社を対象会社に紹介し、対象会社と業務委託契約を締結していたア氏を差出人とする  
平成 22 年 12 月 7 日付及び同年同月 9 日付の「Qj 社は株式交換に関する契約書を持って  
いないので、送ってほしい」とのメールが対象会社関係者及び大阪証券取引所関係者宛に  
送信されたことによる。

### (3) 調査方法

シ氏及びア氏を差出人とするメールを調査し、対象会社の取締役会議事録、契約書、  
開示書類、関係会社の登記簿謄本等の参照等の調査を行った。さらに、対象会社のタ氏  
代表取締役、ナ氏監査役から個別に事情を聴取した。

### (4) 結果

#### ①株式交換の契約内容

本件株式交換は、中国上海を中心に鉄道駅に独占的に情報端末を設置しメディア事業を  
展開しているとされる Qj 社の 35%を保有するとされる上海継連信息科技有限公司（以下、  
「上海継連」という。）の 100%親会社であるとされる Qj Japan との間で、会社法第 796  
条 3 項による簡易株式交換により、交換比率を、対象会社普通株式 1 株につき Qj Japan  
の普通株式 128.54 株の割合により、Qj Japan を完全子会社とするという内容である。

なお、株式交換契約締結日は平成 22 年 6 月 15 日であり、効力発生日は同年 7 月 11 日  
とされている。

#### ②株式交換契約の締結に係る事実の経緯

当時対象会社の取締役であったタ氏が、平成 21 年 9 月に、ア氏を通じて Qj 社を顧客とする人材コンサルタントとされるユ氏を紹介され、同人より、Qj 社の董事とされるヨ氏を紹介された。

当初、ヨ氏は、対象会社に対し、同社に出資する日本企業を紹介してほしいと依頼し、対象会社は Qj 社の資本政策に関するコンサルティング業務を行うこととなったが、その後、対象会社が Qj 社を傘下におさめるため、同社の株式を取得することになった。

なお、Qj 社と直接株式交換を行わず、Qj 社の株式の 35%を有する社とされる上海継連の 100%親会社とされる Qj Japan との間で株式交換が行われることとなったが、これは、①日本の会社法上、外国会社との株式交換は会社法に規定がなく、困難であること、②外資企業が直接親会社になると Qj 社の公的機関関連会社との協業に支障をきたすとの説明を Qj 社側から受けたことによるものである。

なお、Qj Japan は、本件株式交換にあたって平成 22 年 4 月に設立された株式会社である。

### ③株式交換の実行における社内手続

i) 本件株式交換にあたっては、第三者機関とされる x v 社の算定結果を基に株式交換比率が決定されており、弁護士の「株式交換が適法であり、かつ株式交換比率決定手続は特に合理性を欠くとはいえない」意見書も作成されているが、同意見書には「簡易株式交換による Quijia Media Japan 株式会社の完全子会社に関するお知らせ」（プレリリース）の内容（同プレリリースには、上海継連が Qj 社の株式の 35%を保有している旨の記載及び Qj Japan が上海継連の 100%親会社である旨の記載がある。）真実に反するものでないことを前提とし、同内容の正確性、妥当性について保証するものではないとの留保が付されている。

ii) また、本件株式交換によって対象会社の株式を取得することとなる Qj Japan の株主であるとされる上海秋佳体育発展有限公司（以下「Qj Sports」という。）については、同社の企業法人営業許可証により、同社が実在する法人であることを確認し、同社より、同社が反社会的勢力ではないとの誓約書を徴求している。

iii) 取締役会による承認はなされている。

なお、本件株式交換は、会社法第 796 条 3 項の簡易株式交換であるため、株主総会による承認は必要ない。

iv) 株式交換契約書については、顧問弁護士に依頼してその文案を作成している。

v) しかしながら、Qj 社と上海継連の資本関係並びに上海継連と Qj Japan の資本関係については、Qj 社の「上海継連がラ氏が保有している Qj 社の 35%持分を譲り受けることに賛同する」との記載がある「株主総会決議」と題する書面と Qj Japan の株主とされるヨ氏と Qj Japan との「持分権譲渡契約書」により確認したのみであり、登記による確認はなされていない。

当委員会が Qj 社及び上海継連の登記を調査したところ、①Qj 社の株主はリ氏及びラ氏であり、株式が上海継連に移転されたとの記載はなく、③上海継連の株主は同社設立以来ル氏なる人物であり、ヨ氏（「持分権譲渡契約書」における売主）が株主であるとの記載はなく、株式が Qj Japan に移転したとの記載もないことが判明した。したがって、Qj Japan と上海継連との資本関係は全くなく、上海継連と Qj Japan との資本関係も全くなく、対象会社と Qj Japan との間で株式交換がなされても、対象会社は上海継連の親会社となることはできず、Qj Japan との資本関係もできず、何ら利益を得ることができない。他方で、対象会社の株式が Qj Japan の株主に渡ってしまうことになり、対象会社は多大な損害を受けるところであった。ア氏及びヨ氏が調査会社に対し、Qj 社と上海継連の資本関係並びに上海継連と Qj Japan の資本関係についてプレリリース記載の説明を行ったとすれば、結果的には未遂に終わったものの、同人らの行為は詐欺罪（未遂）の疑いが強い。



以上のように、登記を確認することなく、Qj Japan と何ら資本関係がなく、対象会社にとって全く価値のない Qj Japan との間で株式交換契約を締結した行為には、重大な過失がある。

#### ④株式交換中止の内容

本件株式交換は、その効力発生日（平成 22 年 7 月 11 日）より前の同年 6 月 28 日付覚書により、合意解除がなされている。

その内容は、本件株式交換を同日付で合意解除し、対象会社と Qj Japan との間に権利義務は存在しないことを確認するものである。

#### ⑤株式交換の中止に係る事実の経緯

当時の対象会社取締役であり、本件株式交換を担当していたタ氏によれば、①本件株式交換を中止したのは、株式交換契約後に Qj 社を視察したところ、当初予測したような実績があがっていないことが判明したこと、②本件株式交換にあたっては、Qj 社の代表者であり、株式交換により対象会社の株式を取得することとなる Qj Sports の代表者でもあるヨ氏が、株式交換後も Qj 社の経営に参画し、対象会社に協力することを担保するため、Qj Sports より、同社が対象会社の株式を中長期で保有する方針である旨を確約する旨の確約書を徴求しているところ、同確約書の「中長期」が 2 年以上である旨の確約書の徴求ができなかったことによる。

#### ⑥株式交換中止における社内手続

取締役会決議による承認がなされている。

なお、合意解約にかかる「覚書」の文案は、タ氏が作成している。

本件株式交換中止は、株式交換の効力発生前に株式交換契約を合意解約するという単純なものであり、対象会社に損害賠償等の義務を負担させるものではないため、手続としては特に問題ないものと思料する。

#### ⑦株式交換の実行及び中止における資金の流れ

本件は株式交換であり、なおかつ、株式交換の中止(合意解約)も金員等のやりとりは伴わないため、資金の流れはない。

#### ⑧その他

- i) 対象会社取締役であるシ氏を差出人とする 2010 年 11 月 17 日付及び同年同月 18 日付の「Qj 社との株式交換において、タ氏取締役の犯罪の噂を耳にした」、「タ氏が Qj 社との株式交換交渉において特別背任の疑いがある行為を行った」との内容のメールが対象会社宛に送信されているが、かかる事実は確認できなかった。
- ii) ア氏を差出人とする 2010 年 12 月 7 日付及び同年同月 9 日付の「Qj 社は株式交換に関する契約書を持っていない」とのメールが対象会社関係者及び大阪証券取引所関係者宛に送信されているが、本件株式交換契約は Qj Japan との間で締結されており、Qj 社は契約当事者ではないため、Qj 社に契約書がないことは何ら不自然なことではない。

### 8 平成 22 年 9 月 24 日付の第三者割当増資に関する登記が平成 22 年 12 月 6 日まで遅延したことについて

#### (1) 調査依頼事項

平成 22 年 9 月 24 日付けの第三者割当増資に関する登記の事実の経緯、社内手続き等

#### (2) 調査の端緒

平成 22 年 12 月 8 日、大阪証券取引所から平成 22 年 9 月 24 日付けの第三者割当増資に関する登記が平成 22 年 12 月 6 日まで遅延していることについて調査依頼があったことによる。

#### (3) 調査方法

対象会社のタ氏代表取締役、対象会社の従業員から個別に事情を聴取した。

#### (4) 結果

本来であれば、平成 22 年 9 月 24 日付けで第三者割当増資完了後、2 週間以内に対象会社が法務局において登記手続きを完了しなければならない。

しかしながら、対象会社は、資金繰りの関係という理由で登記手続きを平成 22 年 12 月 6 日まで手続開始を怠っていた。

株式を証券取引所に上場している対象会社としては、あるまじき対応であるとする。

### 第3 対象会社の問題点

#### (総評)

平成 18 年 12 月期の連結ベース売上高 920 百万円、平成 19 年 12 月期の同売上高 713 百万円、平成 20 年 12 月期の同売上高 624 百万円と減少傾向にあり、さらに営業赤字も解消できない状態であったため、平成 20 年 12 月期当時の対象会社の経営陣に公開会社として事業を継続できるのか否かのあせりがあったものと考えられる。かかる状況の中、平成 20 年 10 月、中国市場での事業展開コンサルタントを称するア氏と知り合い、同人の提案に従い、中国関連ビジネスに進出した。

新規事業への進出、とりわけ中国関連ビジネスへの参入に当たっては、事前に相当綿密な事実調査と法的調査をすることが必要不可欠であるところ、対象会社は、ア氏が提案する各案件の実現性、真実性について、これら具体的な事実調査・確認を行うことなく、安易に信用し、提案を採用して実行してしまった。対象会社には、稟議制度や取締役会が存在し、その決定を牽制する内部監査、監査役の業務監査が組織上存在するが、運用面において、各機関が各案件につき、十分な検討と監督機能を果たしたとはいえない。端的に言えば、これが対象会社の問題点である。以下各調査事項毎に問題点を列挙する。

1. 対象会社の子会社である上海春天国際旅行社有限公司（以下「春天」という。）について
  - (1) 平成 21 年 5 月及び 7 月に行われた春天の買収に係る事項
    - ・ 株式譲渡価額の根拠となる第三者機関による株価算定書の添付がない。
    - ・ 株式譲渡契約書のリーガルチェックが全くなされておらず、かつ契約書の内容に重大な不備がある。
    - ・ 株式の代金支払い先が株式譲渡先でなく譲渡先指定の別法人であるが、その理由及び譲渡先との関係について調査することなく指示どおり代金を振り込んでいる。
    - ・ 株式の代金の支払が完了しているにもかかわらず、その後長期間にわたり株式登記移転手続がなされていない。
    - ・ 契約書上の譲受人（CJ-LINX）ではない者（CJ-LINX の連結子会社となった衆儀）に対して株式名義を移転しており、契約内容に沿った株式登記移転がなされていない。
    - ・ 対象会社は業務委託手数料としてア氏に対し 8250 万円支払っているが、その根拠が不明確である。
  - (2) 平成 22 年 11 月 23 日に対象会社の取締役であるサ氏によってなされた春天株式の譲渡に係る事項
    - ・ 平成 22 年 11 月 15 日開催の取締役会後に、代表取締役を解任された取締役が、対象会社の関係会社管理規定に反して子会社の代表者としてその保有する株式を譲渡することを防止できない管理体制である。
    - ・ 株式代金 1 億 4500 万円、業務委託手数料 8250 万円（その他抱き合わせ株式代金 3000 万円）合計 2 億 5750 万円を無償で譲渡して対象会社の多大な損害を与えるような背任行為をする取締役を代表取締役に選任していた。また、春天の元株主に約定通りの支払いを行っていないとされる通協の代表であったシ氏を取締役に選任している。
    - ・ 加えて、通協の会社登記を調査したところ、平成 22 年 5 月に通協の株式 100%が衆儀から対

象会社の孫会社である CJ-LINX 上海への株式移転登記がなされていることが判明している（なお、対象会社は、このことを把握しておらず、CJ-LINX 上海もこのことを把握していないようであり、上記移転登記は偽造によってなされた疑いがある。）。対象会社の関知しないところでこのような移転登記がなされてしまうことを防止できない管理体制である。

## 2. A社の日本常任代理人等を称するア氏が関係した投資案件について

- ・平成20年10月15日に、A社の日本常任代理人と称するア氏からの提案について、十分な調査を行わず、業務委託契約書等もなく、取締役会で決議し、安易に保証金1億円をA社の日本常任代理人のア氏名義の銀行口座に振り込まれている。
- ・A社事業のための保証金1億円のうち、1500万円はインフラ使用のための権利手付金として支払っているが、インフラを使用した実績もなく、事業は頓挫している。
- ・A社事業のための保証金の残額8500万円は、その後、A社事業撤退に伴い、対象会社に残金を返済されるものであった。しかしながら、ア氏から平成21年4月7日に対象会社の銀行口座の8500万円の入金はあったものの、同日到北京銀信網創科技有限公司（以下「北京銀信」という。）へのロイヤルティー年間使用料をア氏が代表者であるL社へ1億243万円を支払っている。その決定についても取締役会で検討、決議されているものの、A社事業撤退についての十分な分析、その次の事業である北京銀信についての十分な調査は行われず、ア氏の提案する事業に対して、安易に保証金の残額8500万円に加えて1億243万円を支払っている。
- ・ア氏が提案し、取締役会が安易に決議し、実行したA社及び北京銀信の2事業の成果はゼロである。

## 3. 平成22年11月15日開催の取締役会について

- ・同日の取締役会それ自体に大きな問題は見当たらないが、対象会社の取締役会では、従前から取締役会中にサ氏が携帯電話でシ氏に電話をかけることにより、シ氏を定足数及び議決権数に算入していた。かかる運営自体に問題がある。
- ・中国国内にいるシ氏は、取締役会の場に実際に臨席することが困難であり、これまで実際に臨席したこともない。シ氏が取締役に選任された詳細な理由も不明である。恣意的な決議のための数合わせ要員にすぎなかったのではないかと疑念を禁じ得ない。

## 4. 平成20年11月7日付の新日本投資事業有限責任組合（以下「新日本投資」という。）の第三者割当増資について

- ・特に問題点は発見できなかった。

## 5. 平成22年3月から対象会社の子会社が行ったLED事業について

- ・特に問題点は発見できなかった。

## 6. 平成22年3月及び9月の第三者割当による新株式発行の割当先である株式会社百販ジャパン（以下「百販ジャパン」という。）及び毎日通販投資有限公司（以下「毎日通販投資」という。）に関する事項

- ・中国から登記簿謄本（株主記載）を入手し確認することなく、紹介者からの伝聞を信用して、百連集団の関連企業ではない百販ジャパン及び毎日通販投資を百連集団の関連企業として、情報を開示している。

## 7. 平成22年6月に株式交換を発表し、後に交換を中止した交換先の上海秋佳文化伝播有限公司（以下「Qj社」という。）について

- ・Qj社、上海継連及びQj Japan 相互の資本関係について、Qj社が作成したとされる「株主総会決議」並びにQj Japanの元株主とされるラ氏とQj Japanとの「持分権譲渡契約書」によ

り確認したのみであり、会社登記による確認を怠っている。

その結果、A氏らに欺され、実際にはQj社と全く資本関係がなく、対象会社にとって全く価値のない会社（Qj Japan）との間で株式交換契約を締結してしまっている。

8.平成22年9月24日付の第三者割当増資に関する登記が平成22年12月6日まで遅延したことについて

- ・登録免許税265,000円は必要経費であり、登記費用を払えないことが、登記遅延の説明の理由にはならない。法令順守に対する厳しさが足りない。

#### 第4 再発防止策の提言

対象会社の問題点は、内部統制の問題点と考えられる。内部統制を2つの側面からとらえ、全社的な内部統制と業務プロセスに係る内部統制とした場合、対象会社は主として全社的な内部統制の問題である。

全社的な内部統制とは、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制のことを指し、例えば、全社的な会計方針及び財務方針、組織の構築及び運用等に関する経営判断、経営レベルにおける意思決定のプロセス等のことである。そして全社的な内部統制は、企業グループを統治するための基盤であり、下記の6つの基本的要素から構成されている。

##### 1. 統制環境

統制環境とは、組織の気風を決定し、組織内のすべての者の統制に対する意識に影響を与えるとともに、他の基本的要素の基礎をなし影響を及ぼす基盤である。

##### 2. リスク評価と対応

リスク評価と対応とは、組織の目標の達成に影響を与える事象について、組織目標の達成を阻害する要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を行う一連のプロセスである。

##### 3. 統制活動

統制活動とは、経営者の命令及び指示が適切に実行されることを確保するために定める方針及び手続である。統制活動の方針とは、方針を2つに分け1つは、全社にわたり標準的、統一的に定めたもので職務分掌規定、人事規定、経理規定等であり、その他は組織内の個々の業務手順を示したマニュアル等である。統制活動の手続きとは、統制活動の方針を達成するためにそれぞれの業務に応じた承認、検証、記録等を設定することである。

##### 4. 情報と伝達

情報と伝達とは、必要な情報が識別、把握及び処理され、組織内外及び関係者相互に正しく伝えられることを確保することである。

##### 5. モニタリング

モニタリングとは、内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセスである。

##### 6. ITへの対応

ITへの対応とは、組織目標を達成するために予め適切な方針及び手続を定め、それを踏まえて、業務の実施において組織の内外のITに対し適切に対応することである。

上記の基本的要素をベースに、以下の再発防止策を提言する。

#### 1 取締役会等の会社組織の機能強化

- ・取締役会規定の見直しと取締役会にかかる取締役各人の法的知識の再確認が図られるべきである。
- ・取締役会や監査役が代表取締役に対して厳しく提言できる取締役会機能と取締役相互間の十分な牽制機能を発揮しうる統制環境を整備すべきである。

#### 2 重要な事業、契約等に関する意思決定プロセスにおけるチェック体制の強化

- ・重要な契約にあたっては、その契約内容及び契約書面について、弁護士によるリーガルチェックを経るべきであり、社内においても契約内容の適正をチェックする体制を築くべきである。
- ・株式などの評価が困難な財産を取得もしくは譲渡する場合は、信頼できる第三者による鑑定ないし査定を経た上で、対価を決定すべきである（ただし、価額が明らかに低額であり費用倒れになる場合は除く）。
- ・契約の相手方より、当該相手方以外の者に対して金員の支払うよう指示があった場合は、当該相手方に対しそれが間違いないかどうかを直接確認するとともに、その理由を確認すべきである。なお、契約にあたって、できるだけ、契約書に入金先を明記すべきである。
- ・契約にあたっては、前提事項も含めて、客観的な資料（登記簿など）による調査を行うべきである。
- ・経営者は企業の経営目標を達成するために、阻害要因となるリスクを洗い出し、評価するとともに、リスクを低減させるための適切な対応をとることが求められる。対象会社では金銭の借入、増資、国内外企業の買収、新規事業の展開、経営コンサルの利用、合併会社の立ち上げ、子会社の譲渡、事業の譲渡等今回問題になっている全てに対しリスク評価と対応の整備が見られない。したがって、リスク評価と対応を整備すべきである。
- ・対象会社では国内外の企業の買収・譲渡、増資に関して特に情報と伝達に不備があったが全てにわたり情報と伝達を整備すべきである。

#### 3 モニタリングの強化

- ・内部統制は一度構築すれば、永続的に機能するものではなく、常に組織的な監視及び評価が必要である。今回のような内部統制の不備は、モニタリングした結果の報告として内部統制の管理者だけでなく、経営者、取締役会、監査役、内部監査等に報告が必要である。
- ・問題点の改善ができるか否かは、このモニタリングの整備が必要である。

平成 23 年 3 月 14 日

TLホールディングス株式会社社外調査委員会

公認会計士 鎌 田 謙 二 ⑩

弁護士 椎 野 秀 之 ⑩

弁護士 福 田 貴 也 ⑩